


<h1>岡山県公報</h1>	発行 岡山県		<p>目次</p> <p>【選挙管理委員会】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 選挙運動に関する支出金額の制限額</li><li>○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数</li></ul>	担当課（室）
			目次	
			担当課（室）	

# 令和5年3月31日 岡山県公報 号外

## ◎岡山県選管告示第二十七号

令和五年四月九日執行の岡山県議会議員選挙において、候補者一人が選挙運動に関し支出することのできる金額の制限額は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林 裕一

選挙区	制限額 (円)	選挙区	制限額 (円)
岡山市北区・加賀郡	六、五二〇、六〇〇	高梁市	五、八六八、七〇〇
岡山市中区	六、四〇〇、一〇〇	新見市	五、八七三、五〇〇
岡山市東区	六、〇五五、七〇〇	備前市・和気郡	五、五三八、六〇〇
岡山市南区	六、七六四、六〇〇	瀬戸内市	六、四六四、八〇〇
倉敷市・都窪郡	六、二九八、六〇〇	赤磐市	六、八九〇、四〇〇
津山市・苫田郡・勝田郡	六、〇九七、三〇〇	真庭市・真庭郡	六、九七九、八〇〇
玉野市	五、九一一、三〇〇	美作市・英田郡	五、八五二、六〇〇
笠岡市	五、五三六、一〇〇	浅口市・浅口郡	七、〇二八、六〇〇
井原市・小田郡	五、七三〇、七〇〇	久米郡	五、一六八、四〇〇
総社市	六、二四三、七〇〇		

◎岡山県選管告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。）
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八四、一九五	高梁市	七、九〇七
岡山市中区	四〇、一六一	新見市	七、九二六
岡山市東区	二五、九七二	備前市・和気郡	一三、一六二
岡山市南区	四六、〇一八	瀬戸内市	一〇、三〇一
倉敷市・都窪郡	一三四、〇九七	赤磐市	一二、〇一〇
津山市・苫田郡・勝田郡	三五、二九八	真庭市・真庭郡	一二、三六九
玉野市	一六、一五五	美作市・英田郡	七、八四二
笠岡市	一三、一四一	浅口市・浅口郡	一二、五六五
井原市・小田郡	一四、七〇四	久米郡	五、〇九四
総社市	一八、八二五		